

「個人情報目的外利用の協議」一覧(令和7年4月～6月受付分)

連番	受付番号	依頼課(依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間		目的外利用等の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	委託の有無	目的外利用可否	協議省略
1	7-1	税務課	都市計画課	まちづくり条例施行規則第10条第2項の規定に基づく申出(建築確認)に係る書類の個人情報目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課は固定資産税評価業務を実施。 ・適正な固定資産税評価を行うため、まちづくり条例施行規則第10条第2項の規定に基づく申出(建築確認)に係る書類(配置図、平面図、立面図、断面図、建築物の構造等)が必要。 ・地方税法第20条の11において、「徴税吏員は、事業者又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」とされている。 ・長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会答申(平成12年2月16日付)において、本人以外からの個人情報の収集が適当と認められていた。 ・適正な固定資産税評価を行うため、都市計画課が保有している申出(建築確認)に係る書類の目的外利用を依頼するもの。 	データ・文書の提供	4月1日	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡京市事務分掌規則第5条 税務課 資産税係(1)「固定資産税に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用するものである。 ・適正に、新增築家屋の固定資産税評価事業を実施するため、税務課では保有していないまちづくり条例施行規則第10条第2項の規定に基づく申出(建築確認)に係る書類を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・建築場所 ・建物の種類 ・建築図面 		可	○過去に協議済み
2	7-2	乙訓消防組合長岡京消防署	自治・共助振興室	消防業務に供するための長岡京市自治会長名簿に関する個人情報の提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・乙訓消防組合長岡京消防署は、火災予防の周知、その他消防の用に供する緊急連絡先として使用するため、自治・共助振興室が自治会支援業務のために収集している「自治会長名簿」について、個人情報の提供を依頼するもの。 	文書の提供	提供があった日	～3月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス 		可	○過去に協議済み
3	7-3	農林振興課	税務課	森林簿及び林地台帳の更新に伴う個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法第5条に定める地域森林計画の対象となっている民有林について、森林簿及び林地台帳上の情報を更新するため、税務課が所有する固定資産課税台帳上の個人情報の目的外利用・提供を依頼するもの。 	データの提供	4月1日	3月31日	法第69条第1項(法令に基づく)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法第5条に定める地域森林計画の対象となっている民有林については、森林簿及び林地台帳の整備を行う必要があり、それらの修正及び更新を行う際、税務課の保有する固定資産課税台帳上の個人情報等の提供を受ける必要があるため。 ・森林法第191条の2第1項の規定により、同法の施行に必要な限度で土地の所有者情報を利用しようとするもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・住所 ・土地の面積(平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する情報に限る) 		可	
4	7-4	都市計画課	税務課	空き家等の所有者等に関する固定資産税の課税情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課は、空き家等に該当する不動産に対する指導を行うため、所有者及びその連絡先を知る必要がある。 ・空き家対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき税務課が所有する情報の目的外利用を依頼するもの。 	データ・文書の提供	4月1日	3月31日	法第69条第1項(法令に基づく)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等があった空き家に対する指導を行うにあたって、その地番、所有者、関係者等を確認するため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税に係る土地及び家屋の位置図 ・地番・所有者・面積 ・納税通知送付先等) 		可	
5	7-5	国民健康保険課	医療年金課	高額療養費支給申請手続きの簡素化に伴う福祉医療(障がい、ひとり親、老人、子育て)受給者情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の高額療養費を支給するにあたり、福祉医療の受給者については、受給後の金額で計算するため、医療年金課が保有する福祉医療受給者一覧の個人情報目的外利用・提供を依頼するもの。 	データの提供	4月1日	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡京市事務分掌規則第5条 国民健康保険課 国保係(2)「国民健康保険の給付に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するため。 ・福祉医療の受給者については国民健康保険課では保有していない情報であり、上記事業を適切に実施するため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・最新制度名 ・年度(和暦) ・福祉状態区分 ・宛番号 ・取得年月日 		可	○過去に協議済み
6	7-6	防災・安全推進室	税務課	京都府共同利用型被災者生活再建支援システムへの固定資産課税台帳データ取込に係る個人情報の目的外利用について(被災者生活再建支援事務について)	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書や被災者台帳発行にあたり、家屋に係る固定資産課税台帳(所有者名・所有者住所)のデータを京都府共同利用型被災者生活再建支援システムに取り込むため、税務課が所有している固定資産台帳の個人情報の目的外利用を依頼するもの。 	データの提供	4月1日	3月31日	法第69条第1項(法令に基づく)	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策基本法第90条の2第2項《り災証明発行について》 ②災害対策基本法第90条の3第3項、第90条の4第1項第2号《被災者台帳発行について》 <p>※令和元年度第2回審議会において、目的外利用は問題なしとの答申(令1-9)あり。 ※システムに登録した個人情報は、京都府、同システムを利用する他の市町村ならびに乙訓消防組合で利用されることはない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名(家屋の所有者氏名) ・住所(家屋の所在地) ・生年月日 ・家屋の登記事項(未登記家屋はそれに準ずる) 		可	○過去に協議済み
7	7-7	教育総務課	市民課	教育政策の立案及び、教育振興基本計画策定に向けた校区別児童生徒数推計作成のための個人情報の提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の教育政策の立案や教育振興基本計画策定の基礎資料として、校区別の人口を把握するため、毎年4月に住民基本台帳からの個人情報の抽出作業を行うことについて申し出るもの。 ・依頼課で市民アンケート調査システムによる調査対象者の抽出を行い校区別の人口把握を行う。 ・10年毎に作成される教育振興基本計画策定の際に作成資料として委託業者に小学校区ごとの性別・年齢1歳階級別の人数のみをCSV等のデータで提供する(次回令和12年)。 	データの提供	4月1日	3月31日	法第69条第2項第3号(他機関への提供)	<ul style="list-style-type: none"> 長岡京市教育委員会事務局組織規則第6条 教育総務課 総務・施設整備担当(7)「教育委員会の基本的政策の企画立案及び総合調整に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するため。 教育振興基本計画策定のため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住所(番地以外) ・生年月日 ・性別 ・校区 	○	可	○過去に協議済み

連番	受付番号	依頼課(依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間		目的外利用等の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	委託の有無	目的外利用等可否	協議省略
8	7- 8	国民健康保険課	高齢介護課	後期高齢者健康診査事業の受診票送付における施設入所者に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査を実施。 対象者は40歳以上75歳未満の長岡京市国民健康保険の被保険者 長岡京市特定健康診査等実施要綱第3条に基づき、施設入所者は特定健康診査の対象から除く。 健康診査の受診票を抜き取る必要があるため、高齢介護課が保有している施設入所者の情報の目的外利用を依頼するもの。 	データの提供	5月14日	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> 長岡京市事務分掌規則第5条 国民健康保険課 国保係(3)「国民健康保険の保健事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 適正に、特定健康診査事業を実施するため、国民健康保険課では保有していない施設入所者情報を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 入所施設名 入所年月日 		可	○過去に協議済み
9	7- 9	乙訓消防組合	市民課	通信指令システム用住民記録世帯主データ作成のための住民基本台帳データの提供について	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度に予定されている京都府南部消防指令センター共同運用に向けた通信指令システム統合に関連して、システム上に表示される地図に付随する住宅世帯情報に世帯主及び住所を登録するため、市民課が所有する情報の提供を依頼するもの。 	データの提供	5月14日	3月31日	法第69条第2項第3号(他機関への提供)	<ul style="list-style-type: none"> 乙訓消防組合消防本部の組織に関する規則第6条(事務分掌)「災害の通報受付及び出場指令に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用するもの。 消防法第24条に規定する通報の受付事務を行う際に、当該システム上に住宅世帯情報を表示することで、確実に迅速な消防活動につなげることができるため。 市民の正確な情報を把握するため、乙訓消防組合が保有していない情報を個人情報保有課から提供を受ける必要があるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 		可	
10	7- 10	健康づくり推進課	高齢介護課	後期高齢者健康診査事業の受診票送付における施設入所者に関する個人情報の目的外利用について(施設入所者(特養・老健等))	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する長寿(後期高齢者)健康診査を実施。 対象者は本市在住の京都府後期高齢者医療の被保険者 長岡京市特定健康診査等実施要綱第15条に基づき、施設入所者は長寿(後期高齢者)健康診査の対象から除く。 健康診査の受診票を抜き取る必要があるため、高齢介護課が保有している施設入所者の情報の目的外利用を依頼するもの。 	データの提供	5月26日	6月30日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> 長岡京市事務分掌規則第5条 健康づくり推進課 保健企画係(9)「後期高齢者健康診査事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 当該情報は、高齢介護課への個人情報利用依頼以外の方法で収集することは困難であり、相当の理由があると認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 生年月日 入所施設名 入所年月日 		可	
11	7- 11	健康づくり推進課	医療年金課	後期高齢者健康診査事業の受診票送付における①長期入院患者、②人間ドック申込者、③住所地特例対象者、④障がい認定者、⑤送付先変更対象者に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する長寿(後期高齢者)健康診査を実施。 対象者は本市在住の京都府後期高齢者医療の被保険者 長岡京市特定健康診査等実施要綱第15条に基づき、①長期入院患者、②人間ドック申込者、③住所地特例対象者は長寿(後期高齢者)健康診査の対象から除く。そのため、長期入院患者、人間ドック申込者、住所地特例対象者は健康診査の受診票を抜き取る必要がある。 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項第2号に基づき、後期高齢者医療の被保険者である④65～74歳の障がい認定者は、長寿(後期高齢者)健康診査の対象となり、健康診査の受診票を送付する必要がある。 ⑤送付先変更対象者については、適切な送付先に健康診査の受診票を送付する必要がある。 ①～⑤の情報を保有している医療年金課の情報の目的外利用を依頼するもの。 	データの提供	5月26日	6月30日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> 長岡京市事務分掌規則第5条 健康づくり推進課 保健企画係(9)「後期高齢者健康診査事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 健康増進法による健康診査事業を適正に実施するため、医療年金課から①長期入院患者、②人間ドック申込者、③住所地特例対象者、④障がい認定者、⑤送付先変更対象者の情報提供を受ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 住所 		可	○過去に協議済み
12	7- 12	医療年金課	障がい福祉課	障がい者医療費助成制度および重障老人健康管理事業の更新事務に係る身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳に関する個人情報の目的外利用について	障がい者医療費助成制度および重障老人健康管理事業の更新事務に係る認定、喪失事務を実施するため、障がい福祉課が保有する身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の情報が必要となる。	文書の提供	6月1日	7月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	更新作業の自動化に伴い、本人からの閲覧承諾を得ていることを前提に、受給資格の条件である手帳の等級を有しているか確認する必要があるため。	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の再交付の手続きの有無 再交付後の手帳の種類 等級 手帳発行者 手帳番号 交付日 有効期限 		可	

連番	受付番号	依頼課(依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間		目的外利用等の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	委託の有無	目的外利用等可否	協議省略
137-13		都市計画課	上下水道総務課	長岡京市空き家等対策計画改定に伴う実態調査に係る個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画課は、長岡京市空き家等対策計画を改定するにあたり、市内空き家の実態を調査する必要がある。 実態調査を行うにあたり、市内全域の家屋の中から調査対象である空き家等を絞り込む必要があることから、下記の条件に合致する①又は②の所在地を知る必要がある。 ①閉栓日より1年以上経過している。 ②過去1年間の水道使用量が0m³。 <small>(※基準日は令和7年5月末)</small>	データの提供	承認後	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> 空家等対策の推進に関する特別措置法4条第1項及び長岡京市事務分掌規則第5条 都市計画課 開発指導・空き家等対策係(7)「空き家政策の基本方針の企画、立案及び調整に関すること」に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用しようとするもの。 空き家対策を行うにあたり、市内の空き家の実態を把握し、本市が抱える空き家の課題の把握と整理を行う必要がある。 当該情報については、市内の実態を網羅的に把握する必要があり、水道、電力、ガス等の使用量が有力な情報となる。一方で、電力、ガスにかかる情報は、回答内容が制限されるほか、回答自体を断られるケースもあり、市内の全容把握に支障をきたす可能性が高い。 市の空き家対策の推進に際し、施策の方向性や公益性を勘案して、水道情報を内部利用しようとするものである。 	・住所	○	可	
147-14		子育て支援課	医療年金課	児童手当の現況届に係る事務における児童手当受給資格者の加入医療保険情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課は児童手当に関する業務を実施。 児童手当の現況届に係る事務において、児童手当受給者の被用者・非被用者の区分を確認するため、医療年金課が保有している子の加入医療保険情報の目的外利用を依頼するもの。 	データの提供	6月16日	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> 長岡京市事務分掌規則第5条 子育て支援課 子育て支援係(3)「児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 児童手当の現況届について、児童手当法施行規則により「児童手当受給者の被用者・非被用者の区分を公簿等で確認できる場合は省略できる」とされ、また、こども家庭庁通知により「医療費助成制度で把握した加入医療保険情報等によりその区分を確認しても差し支えない」とされている。 個人情報保有課が保有する子の加入医療保険情報を提供することは、児童手当受給者の利便性向上という点でも相当な理由と認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 宛名番号 年齢 保険種別 被保険者名 保険取得年月日 		可	

「個人情報目的外利用の協議」一覧(令和7年1月～3月受付分)

連番	受付番号	依頼課(依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間		目的外利用等の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	委託の有無	目的外利用等可否	協議省略
6年度	6-26	都市計画課	上下水道総務課	空き家等に該当するか否かを判断するための水道使用状況の目的外利用について(6-1②)	<p>令和6年4月3日に苦情を受け調査した該当場所について現地確認したところ、草木が繁茂しており近隣に越境している状態であった。これを受け、電気・ガス使用量の照会を行った結果、直近1年間で電気・ガス双方の契約が有りとの回答があったが、使用量等からは空き家と判断できる内容ではなかった。</p> <p>そのため、一定期間経過した上で再確認することとし、令和6年12月11日に再度現地確認したところ、4月時点よりさらに樹木が伸びている様子であった。</p> <p>上記のように、電気・ガスの使用契約があるが、一方で近隣情報では空き家であるとの情報もあり、空き家であるか否か判断できない状況であることから、水道の使用量を踏まえ総合的に判断する必要があるため、情報の提供を依頼するもの。</p>	データ・文書の提供		～3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> 長岡京市事務分掌規則第5条 都市計画課 開発指導・空き家対策係(13)「その他開発行為及び空き家対策に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有情報を利用するため。 「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」において、空家か否かを判断するには「電気・ガス・水道の使用状況及びこれらが使用可能な状態であるか否か…などから客観的に判断するのが望ましい」と示されているため。 	・調査対象建築物の過去1年間の水道使用量		可	
6年度	6-27	都市計画課	上下水道総務課	空き家等に該当するか否かを判断するための水道使用量の目的外利用について(6-1①)	<p>令和6年6月13日に苦情を受け調査した該当場所について現地確認したところ、樹木が繁茂しており近隣に越境している状態であった。また、電気メーターについては現地で確認できたが、ガスメーターについては確認できない状態であった。これを受け、関西電力㈱に電気使用量の照会を行った結果、契約継続中との回答があり、空き家と判断できる内容ではなかった。そのため、一定期間経過した後に再確認することとし、令和7年3月7日に再度現地確認したところ、苦情受付時時点よりさらに樹木が伸びている様子であった。</p> <p>上記のように、電気の使用契約があるが、一方で近隣情報では空き家であるとの情報もあり、空き家であるか否か判断できない状況であることから、水道の使用量を踏まえ総合的に判断する必要があるため、情報の提供を依頼するもの。</p>	データ・文書の提供		～3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> 長岡京市事務分掌規則第5条 都市計画課 開発指導・空き家対策係(13)「その他開発行為及び空き家対策に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有情報を利用するため。 「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」において、空家か否かを判断するには「電気・ガス・水道の使用状況及びこれらが使用可能な状態であるか否か…などから客観的に判断するのが望ましい」と示されているため。 	・調査対象建築物の過去1年間の水道使用量		可	